# 「地方団体の中間論点整理受け止め等」調査について

平成14年3月28日 地方六団体地方分権推進本部

地方六団体では、標記について次のとおり調査を実施した。結果概要は別紙のとおりである。

- 1 調査時期 平成14年2月
- 2 調查対象団体数

都道府県 全47団体

都市 153団体(政令市12 中核市28 特例市30 その他83)

町村22団体合計222団体

- 3 調査内容
- (1)中間論点整理の受け止めについて
- (2)地域ニーズへの対応や創意工夫発揮の妨げとなっている国の関与事例について
- (3)国の関与(特に必置規制)の廃止・縮減による地方自治体の合理化、効率化の状況について
- (4)統合補助金について

#### 1 中間論点整理の受け止めについて

提出された意見(自由記述)のうち、主なものを紹介する。

# (1)中間論点整理に示された基本的な考え方や現状認識等に対する意見

#### (国の法令等の影響について)

地方自治体の事務について、法令上の基準が細部にわたっているため、条例で規定 できる余地が乏しく、画一的な取扱いを余儀なくされていることがある。

例えば開発行為の許可について、都市計画法は法定技術基準に適合しているときは 許可しなければならない旨規定している(第33条第1項)。同法の平成12年改正で地 方自治体の裁量が拡大したところであるが、地方自治体がまちづくり推進上必要とする技 術基準の強化や独自項目追加(いわゆる上乗せ、横出し)を十分実現できるに至っておら ず、より一層の改善が望まれる。

地方自治法では、地方自治体に関する法律の規定は、地方自治の本旨に基づき、かつ、国と地方との適切な役割分担を踏まえたものでなければならないとされており(第2条第11項)、今後法令規定を再検討する必要がある。

地方自治に影響を及ぼす法令等の制定改廃の際には、内閣等があらかじめ地方自治 体又はその連合組織に意見を求め、あるいは協議を行うこと等を義務付けることを検討す べきである。

#### (税源移譲問題)

地方自治体として、是非とも自立した財政運営を確立し、創意工夫を活かした地域 づくりに臨みたいところである。それを実現するためにもまず、国と地方との税源配分の 見直しは不可欠である。

住民に身近な事務・権限の移譲の推進にあたって、税源問題が先送りとなっている ことは大いに支障がある。

財政効率化のため努力しているところであるが、地方自治体の地方税が歳出額の3 割程度という現実があり、自立への寄与に限界がある。

地方税財源の充実確保策について早急に踏み込んだ検討を行い、税源移譲、財政調整等を適切に組み合わせた方策を具体化すべきである。

## (地方交付税)

地方交付税制度を地方の自主性を高める方向で見直す際には、地方税財源の充実策と一体に実施することが必要不可欠である。

自主財源である地方税を税源偏在が少なく税収が安定した形で拡充する方向で見直す際には、地方歳入中の地方税の構成比が高まれば、税源の乏しい団体の財源保障は一層必要となるから、地方交付税による財政調整機能はむしろ高まるものであり、この観点から地方交付税制度を堅持しなければならない。

#### (地方の行政体制)

市町村合併については、平成17年3月の合併特例法の期限を見据え、市町村の自主性に基づいて推進することが必要である。市町村合併の進捗に応じて、都道府県のあり方について検討することも必要になってくる。

# (2)各行政分野における、見直すべき事務事業・論点整理に対する評価・意見等

### (ナショナル・ミニマム)

ナショナル・ミニマムの内容は、時代とともに変動するものの、それぞれの時点で 我が国の法制度上において位置づけられているところである。

こうしたナショナル・ミニマムの内容に関わる制度の改革にあたっては、国は必ず あらかじめ地方の意見を聴取し、国と地方の合意の上で進めることとすべきである。

特に医療保険制度改革については、地方は財政状況の厳しい国民健康保険を運営してきた立場から重大な関心がある。医療保険制度の一元化について医療制度改革大綱で一定の位置づけがなされたが、全国レベルの一元化をめざしてただちに具体的なプログラムを明らかにすべきである。

# (幼稚園と保育所の一元化)

幼保の連携に関しては、施設の共用化等お互いの歩みよりは徐々に進みつつあるものの、類似施設でありながら現行法制度の下ではなお多くの制約がある。 抜本的・具体的な制度の見直しを早急に進める必要がある。

#### (農業生産基盤)

農業生産基盤の整備について、国の役割を最小にすべきである。食料安全保障の観点から国の強い関与が必要との意見もあるが、そうした関与は基幹作物に限定することとし、少なくともその他の作物については、国は、総合的な需給状況を把握するとともに各地域が実情に合わせて行う整備を支援する役割にとどめるべきである。現在の国営事業についてもこの観点から整理すべきである。

# (廃棄物対策)

産業廃棄物の適正処理については、不法投棄対策や最終処分場の確保など課題が山積しており、国と地方の役割分担を明確にした法制度の抜本的見直しが必要である。その見直しに際しては、自 主的な条例制定を含め、自治体が地方の実情に応じて不法投棄対策などに取り組めるようにすべきである。

家電製品のリサイクルについて、排出者が排出時に負担することとされていることは不法投棄の増加を招いており、ペットボトル等の分別収集についても費用の市町村負担が著しい。循環型社会の構築を図るため、拡大生産者責任を徹底する観点からこれらの負担ルールを見直すべきである。

## (大規模小売店舗立地)

大規模小売店舗立地法に基づく「大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に 関する指針」が求める施設の配置基準は、例えば駐車場の必要台数要件について細かな場 合分けを行っているものの、地域の実情からみるとなおずれがあり、商業振興を含めた地 域活性化施策の推進にとって制約となっている。地方自治体において弾力的運用ができる ように「指針」を改めるべきである。

# (交通安全)

例えば交通事故発生箇所での再発防止のためには、交通安全対策特別交付金等に関する政令で列挙された以外の路面表示(減速マーク、止まれ、スピード落とせ等)が有効な場合が多い。同特別交付金は反則金収入を原資としているが、この収入はそもそも地方の事務(交通違反摘発)に付随して生じるものであり、地方自治体が現場に即して交通安全の工夫を行えるよう、その使途拡大が必要である。

#### (消防行政)

消防行政の体制については、災害の大規模化・複雑化、救急需要の増大・高度化、 予防業務の専門化やテロ対策等、様々な消防需要に的確に対応するため、消防本部の広域 再編や応援体制の整備を含めた多面的・総合的な検討を行う必要がある。

# 2 地域ニーズへの対応や創意工夫発揮の妨げとなっている国の関与事例について

提出された意見(自由記述)のうち、主なものを紹介する。

## (都道府県の局部の設置数に関する規制)

部の設置数をどう定めるかは、都道府県の自主組織権に関する事項であり、局部の 数及び総務大臣への届出に関する規定は廃止すべきである。

(関係法令)地方自治法第158条

## (事務吏員・技術吏員)

都道府県の支庁長・地方事務所長や市町村の支所長はすべて事務吏員でなければならないとされているが、適材適所で任用したい。技術を通じて地方自治体に貢献してきた職員の士気にも関わるので、こういう規制は廃止すべきである。各職員が幅広い業務に携わる時代であり、そもそも事務吏員・技術吏員の区別自体不要ではないか。

(関係法令)地方自治法第155条第1項、第172条第1項、第173条第1項、第175条第1項

# (保健所長の医師資格要件)

保健所と福祉事務所を統合し、医療分野だけでなく衛生、福祉分野という総合行政を 実施するため、所属長は医療分野だけでなく行政分野にも精通した管理能力を有する職員 を配置したいが、保健所長の医師資格要件が支障となっている。

(関係法令)地域保健法施行令第4条

#### (と畜検査員)

都道府県及び保健所設置市には、と畜検査員の配置が義務付けられているが、と畜場が設置されていない地方自治体にまで常時と畜検査能力の維持を求めるのは酷であり、この義務づけを廃止すべきである。

(関係法令)と畜場法第15条第1項

# (院内学級に入級する際の就学区域の指定と在籍制度)

入院中の児童・生徒が院内で学ぶ場合、病院が所在する区域の母体校(院内学級設置校)に在籍しなければならず、入退院を繰り返す場合、事務手続きが繁雑となる。院内学級においては、在籍異動を伴わずに院内学級への入級が実現できるようなシステムを検討すべきである。

(関係法令)学校教育法第75条、学校教育法施行令第5条第2項 等

## (ガス料金の認可制度)

公営企業として行うガス事業の料金は、公の施設の使用料として条例決定事項であるが、ガス料金の変更は公営、民営を問わず一律に経済産業大臣の認可制となっているため、監督官庁の内諾後に議会に条例改正を諮る実務となっている。このように地方自治体

としての意思決定を形骸化させていては公営企業の経営に創意工夫を発揮できないので、 公営ガス料金については認可制度を廃止すべきである。

(関係法令)ガス事業法第17条

## (公立博物館の入館料)

公立博物館について、住民のニーズに合わせ、ある程度の費用をかけて展示を作成・ 誘致し、採算のとれる入館料を徴収するようにしたいが、博物館法が原則入館無料ルール を定めているため、方針決定に支障がある。

(関係法令)博物館法第23条

# (保育所の調理業務)

過疎地域においては、措置人員が少ない保育所が多く、共同調理方式など、調理業務の合理化が必要となっているものの、厚生省児童家庭局長通知により施設内の調理が義務付けされており、効率的な調理業務が実施できない状況となっている。

(関係法令)児童福祉施設最低基準第33条

# (水道事業の変更に係る認可制度)

水道事業経営を継続していく上で必要となる浄水方法や取水地点の変更等について、厚生労働大臣の認可が必要とされているが、多量の資料提出を要求され、また1年程度前から国と調整を要するなど、地方自治体の自由な計画立案を阻害しているので、認可制度を廃止又は緩和すべきである。水源について安全確保の観点から専門審査をするとしても、少なくとも経営状況、財源等に係る書類の提出は要しないのではないか。

(関係法令)水道法第10条

# 3 国の関与(特に必置規制)の廃止・縮減による地方自治体の合理化、効率化の状況に ついて

地方分権一括法による必置規制の弾力化に伴う地方団体の合理化、効率化の状況(統計)の一覧表を、次ページに掲げる。

なお、こうした国の関与緩和が役立った事例が寄せられているので、以下に紹介する。

## (出先機関の統合)

保健所や児童相談所が福祉事務所等の他の行政機関と統合することが可能である旨の通知が発出されたことや福祉事務所の指導監督所員等が保健医療事務を含む他の業務を兼務できる措置が講じられたことなどにより、保健所、福祉事務所、児童相談所の統合が可能となった。

# (教育長任命承認制の廃止)

都道府県教育長の任命に際し、文部大臣の承認を要しないこととなり、文部省に対する事前協議、申請、教育長候補者の面談といった一連の手続きも不要となったため、事務が大幅に軽減された。

(関係法令)地方教育行政の組織及び運営に関する法律第16条第2項

# (社会教育委員の人選)

社会教育委員の委嘱対象範囲が拡大されたので、幅広い分野から、また地域の課題に対応した形の人選が可能になり、活発に活動していただいている。

(関係法令)社会教育法第15条

#### (公民館運営審議会の廃止)

公民館運営審議会が任意設置となったので廃止し、その役割を社会教育委員会議に統合したところ、会議開催に係る事務・経費が合理化されたうえ、社会教育委員会議で公民館の事業企画に踏み込んだ形での施策提案をいただけるようになった。

(関係法令)社会教育法第29条第1項

表 1 必置規制の弾力化を受けた地方団体の合理化、効率化の状況

	名称	従前	存続	統合	縮	廃	委員	(職員)	数
	,	1,0133	13 770	,,,,,	小	正	旧	新	新 - 旧
	都道府県自然環境保全審議会	34	19	13	2	0	650	635	15
1	総量削減計画策定協議会 都道府県環境審議会	3	3	0		0	115	115	0
審	都道府県環境審議会	34	17	13		0	705	690	15
	国土利用計画審議会	35	26	2	7	0	740	682	58
議	新産業都市建設促進協議会	11	0	0		11	535	0	535
	スポーツ振興審議会	35	31	2	2	0	593	588	5
会	公民館運営審議会	118	92	8		12	7,252	6,122	1,130
	地方社会福祉審議会	66	49	9		0	2,026	1,980	46
等	都道府県児童福祉審議会 地方精神保健福祉審議会	22	16	5		0	307	307	0
	地方精神保健福祉審議会	43	40	1	2	0	686	685	1
の	<u> </u>	31	25	4		1	290	261	29
1	地方社会保険医療協議会	26	0	0	_	26	500	0	500
設	第3種漁港に係る漁港管理会	25	7	0		18	779	185	594
	都道府県職業能力開発審議会	32	32	0		0	461	462	1
置	都道府県(市町村)水防協議会	104	69	13		21	2,089	1,277	812
1	医療扶助審議会	44	30	1	2	11	460	322	138
1	農業振興地域整備促進協議会	53	39	0		12	963	789	174
<u> </u>	<u>小</u> 計	716	495	71	38		19,151	15,100	4,051
1	公立図書館の館長、司書等	290	284	0		0	2,787	2,797	10
1	公民館の館長、主事	188	185	0		12	3,657	3,653	4
마하아	青年学級主事等 ************************************	14	2	0		12	35	3	32
職	精神薄弱者福祉司	28	26	0		0	175	172	110
1	福祉事務所の指導監督所員等	234	222	4		1	8,335	8,453	118
1	農地主事 家畜保健衛生命の所見等	67	7	0		60	137	1 560	127
	家畜保健衛生所の所長等	69	57	1	10	21	1,581	1,560	21 137
	公営住宅監理員	111	80 31	0		31	480 218	343	72
員	改良住宅監理員	48 95	92	0		17	979	146 983	12
1	公立博物館の学芸員等 生活保護指導職員	43	38	0		0	368	983 365	2
1	<u>工位体设值等概算</u> 国民健康保険指導職員	32	17	0		14	138	95	43
1	<u>岡氏健康体際指導職員</u> 家庭相談員	111	108	0		14	633	610	23
ത	多姓伯政员 精神薄弱者更正相談所所長等	155	129	23		1	472	479	7
رن	身体障害者更正相談所所長等	148	129	20		0	546	552	6
1	特神薄弱児通園施設の運転士	6	6	0		0	7	7	0
1	防疫員	22	5	0		15	1,081	590	491
1	<u> </u>	156	155	1	$\frac{2}{0}$	0	693	697	<u>471</u>
設	消防学校の教員、事務職員等	77	76	0		0	417	411	6
ᄶ	保育所の調理員	112	107	1	4	0	4,180	4,166	14
1	改良普及員	33		0		0	5004	6,570	414
1	専門技術員	33	23	0			468	446	
1	林業改良指導員	32	26			_	1,300	1,260	
置	林業専門技術員	32	28	0		0	257	247	10
f	勤労青少年ホームの館長等	92	82	2		7	341	315	26
1	勤労者家庭支援施設の指導員	7	5			2	43	42	1
1	水産業改良普及員	26		0		0	345	342	3
1	水産業専門技術員	23	22	0		1	61	60	
1	小計	2,284		52		165		35,374	
_	.у. ні	2,20	1,701	32	- 00	105	30,710	33,371	1,511

	名	称	従前	存続	統合	縮	廃	委員	(職員) 新	数 新 - 旧
						/ \	IL_	IΒ		
行	福祉に関する事務所		139	123	9	7	0	22,217	22,271	54
	児童相談所		33	31	2	0	0	2,085	2,209	124
政	精神薄弱者更正相談所		33	26	6	1	0	414	423	9
機	身体障害者更正相談所		32	26	5	1	0	473	482	9
関	病害虫防除所		34	26	4	3	1	325	292	33
の	家庭児童相談室		88	84	1	2	1	567	550	17
設	保健所		69	53	8	8	0	16,277	15,456	821
置	地域農業改良普及C		33	18	2	13	0	5,648	5,243	405
	農業委員会		113	112	0	1	0	4,011	3,984	27
	小計	•	574	499	37	36	2	52,017	50,910	1,107
	合	計	3,574	2,975	160	160	279	107,886	101,384	6,502

- (注)1 「存続」「統合」「縮小」「廃止」欄の数値は、次の団体数である。なお、 印を付した職員は、複数の職員を合わせた延べ団体数となっている。
- ・従前…地方分権一括法による必置規制の弾力化前において、審議会等、職員、 行政機関等を置いていた団体数
- ・存続…必置規制の弾力化前と同じ状態で存続させている団体数(名称のみ変更 した場合を含む。)
  - ・統合…他の審議会等、職員又は行政機関等と統合(兼務)した団体数
  - ・縮小…委員(又は職員)数が減少した団体数(統合の場合を除く。)
  - ・廃止…審議会等、職員又は行政機関等を廃止した団体数
  - 2 「委員(職員)数」欄の数値は、次の職員又は委員の数である。
    - ・「旧」欄…地方分権一括法による必置規制の弾力化前の委員又は職員の数
    - ・「新」欄…平成13年12月末現在の委員又は職員の数
    - ・「差引」欄…「旧」欄から「新」欄を差し引いた委員又は職員の数

# 4 統合補助金について

平成13年度交付を受ける統合補助金について、「非常に地方の裁量権が増えたか、従来の個別補助金と大差なかったか」の評価(選択式)の一覧表を、次ページに掲げる。

なお、「従来の個別補助金と大差はないと評価した理由」(自由記述)の例を、以下に 紹介する。

# (事業箇所ごとの説明)

「国が個所づけを行わない」といっても、前年度に行う補助金要望では個所ごとに行っており、その合計額に基づいて一括で内示がくるというだけで、特に裁量が増したというわけではない。【 - 都市公園】

国が配分枠のみを定め、都道府県自らの裁量により地区別配分を行うとあるが、各地区の補助申請書の提出が必要であり、事務手続上、従来と大差がない。【 - 農村総合整備事業及び集落地域整備事業】

予算要求ヒアリングは、従来どおり個別漁港毎の説明をしており、予算も個別漁港毎に箇所付けされている。【 - 水産基盤整備事業(水産物供給基盤整備事業関係)】

# (これまでと同様の事前協議)

事業実施前の国への協議などは、これまでと全く変化がない。【 - 水産基盤整備事業(漁村総合整備事業関係)】

統合補助金の交付に先立ち、事前に各事業地区の要求内容等の聞き取り及び資料の 提出を求められ、従来の事務手続きと変化がない。【 - 農村振興総合整備事業】

#### (個別事業の寄せ集め)

具体の事業内容については、要素事業ごとに個別補助金の採択基準を満たすことが要求されるため、個別事業の寄せ集めであることに代わりはなく、統合補助金本来の趣旨とは程遠いものであるといわざるを得ない。【 - まちづくり総合支援事業】

配分額については、従来どおり団体ごと、事業主体ごと、施設ごとに査定を行い、個々に積み上げた額を単にまとめて一括配分としているものであり、内容的には大差はない。【 - 住宅地関連公共施設等整備促進事業】

# (事務量の増大)

地方整備局が窓口となったが、ヒアリング等における資料の提出量が従来の4~5 倍に増えるとともに、補助担当課と事業担当課のそれぞれに説明を求められるなど事務量 が増大している。【 - 住宅地関連公共施設等整備促進事業】

表 2 統合補助金に対する地方団体の評価

	統合補助金の名称		価	(%)	同体粉
			В	С	回答数
	統合河川整備事業費補助(二級河川)	41.7	41.7	16.6	24
	公営住宅等	20.5	69.9	9.6	83
_	公共下水道	7.1	64.3	28.6	28
タ	都市公園	33.9	53.2	12.9	62
	港湾の既存施設の有効活用	48.7	35.1	16.2	37
	農村総合整備事業及び集落地域整備事業	52.4	35.7	11.9	42
1	水産基盤整備事業(漁村総合整備事業関係)	53.8	30.8	15.4	13
	統合河川整備事業費補助(一級河川)	31.0	48.3	20.7	29
اً ا	海岸事業	33.3	60.0	6.7	15
プ	公営住宅ストック総合改善事業	32.7	53.8	13.5	52
	住宅市街地整備総合支援事業	10.5	68.4	21.1	19
	密集住宅市街地整備促進事業	20.8	54.2	25.0	24
	緑地保全統合補助事業	57.1	42.9	0	7
	農村振興総合整備事業	63.3	20.0	16.7	30
	農業集落排水事業	42.2	44.5	13.3	45
	水産基盤整備事業(水産物供給基盤整備事業関係)	42.9	42.9	14.2	28
	小 計	35.1	50.0	14.9	538
_	まちづくり総合支援事業	54.5	30.3	15.2	66
タイプ	住宅地関連公共施設等整備促進事業	15.6	67.2	17.2	64
	都市再開発関連公共施設整備促進事業	40.0	60.0	0	5
	住宅市街地整備総合支援事業	30.0	50.0	20.0	10
	小 計	35.2	49.0	15.8	145
	合 計	35.1	49.8	15.1	683

(注)1 「評価」欄の記号は、次のとおり。 A…非常に地方の裁量権が増えた。 B…従来の個別補助金と大差はない。

C...その他 2 50%超の評価は、 で示した。